

こども大綱：こども基本法（令和5年4月施行）に基づき、こども施策を総合的に推進するために策定

- ◆ こども施策に関する基本的な方針、重要事項を定めるもの。既存3大綱（少子化社会対策大綱、子ども・若者育成支援推進大綱、子どもの貧困対策に関する大綱）の内容を含む。（法第9条）
- ◆ こども政策推進会議（総理を長とする閣僚会議）が案を作成し、閣議において決定。推進会議は、案の作成に当たり、こども、こどもを養育する者等の意見を反映させるために必要な措置を講ずる。（法第17条）
- ◆ こども家庭審議会を活用（こども若者などから意見を聞きながら大綱に向けた意見を取りまとめ）。

現時点で想定されるスケジュール

内閣官房	令和4年9月 ↓	こども政策の推進に係る有識者会議（第6回） こどもまんなかフォーラム、関係団体・有識者との対話 大臣による視察・意見交換
	令和5年2月	こども政策の推進に係る有識者会議（第7回）
	令和5年3月	こども政策の推進に係る有識者会議（第8回） こども大綱の検討に向けたこども家庭庁への申送りを取りまとめ
こども家庭庁	4月	こども政策推進会議（大綱の作成方針の決定（こども家庭審議会の調査審議を踏まえること等））
	5月中 ↓	こども家庭審議会によるこども大綱に向けた意見案（素案） こども家庭審議会委員による公聴会（国民全般/こども若者）
	夏頃 ↓	こども家庭審議会においてこども大綱に向けた意見の取りまとめ
	秋頃 ↓	こども大綱の案の作成、パブコメ（国民全般/こども若者）・こども若者からの意見聴取
	年内	こども政策推進会議（大綱の案の了承）、閣議決定 こども白書（年次報告）の国会提出

こどもまんなかフォーラム等について

こどもまんなかフォーラム

- 大臣（若しくは副大臣・政務官）が車座で、こどもまんなか社会の実現に向けた期待やこども家庭庁に取り組んでほしいことなどについて、こども、子育て当事者、NPO等から対面/オンラインでヒアリング（各回1時間程度）
 - ・ **こども**：①小学校高学年及び中学生、②高校生及び18歳から20代のユース世代
内閣府が実施するモニター制度（ユース政策モニター）のこども・若者から選定（ファシリテーターつき）
 - ・ **子育て当事者**：子育て当事者団体や子育て支援団体から選定
 - ・ **民間団体等**
こどもの健やかな成長、困難を抱えるこどもの支援に携わる民間団体等
若者が主体となって活動している民間団体等
- ※文科省・厚労省の副大臣若しくは政務官にも参画いただく方向で調整

関係団体・有識者との対話

- こども政策の充実に向けて求められることなどについて、経済界・労働界、財政・社会保障や人口減少・持続可能な社会の在り方に係る学識者と意見交換（各回1時間程度）
 - ・ **経済界・労働界**
 - ・ **学識者等**：財政・社会保障、人口減少・持続可能な経済社会

※上記とは別に、地方3団体等との意見交換を実施

大臣による視察・意見交換

- 様々な現場を視察し、こども若者や関係者と意見交換

こども・若者へのウェブによる意見募集

- こども・若者を対象に、こどもまんなか社会の実現に向けた期待やこども家庭庁に取り組んでほしいことなどについて意見募集